

保育料の無償化について～町の制度をお知らせ～

2019年10月1日から、3歳～5歳（2019年4月1日時点）の保育料が無償化されます。

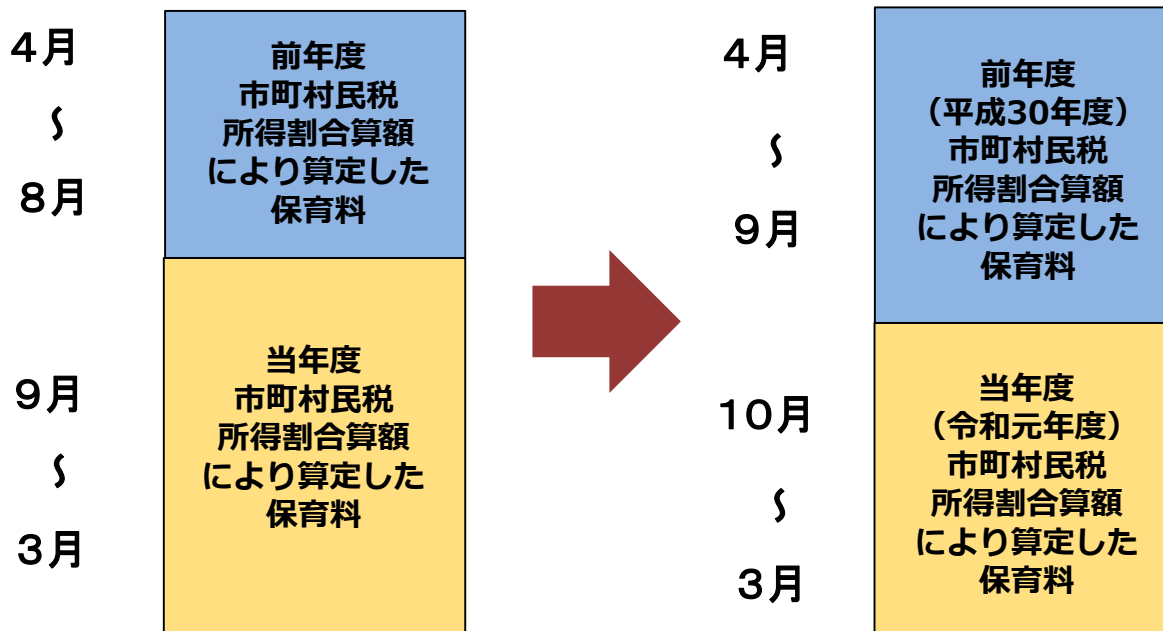
※保護者の皆様に行っていただく手続きはありません。

保育料の切替月が変更となります

例年9月切替のところ、今年度のみ10月切替となります。

～これまで～

～令和元年度のみ～



令和元年度における子どものための教育・保育給付の利用者負担額の切替月に関する経過措置により、町としても現在の保育料を9月までの徴収とし、10月から令和元年度市町村民税所得割合算額で算定した保育料を徴収することといたしましたので、ご了承ください。

●依頼事項

事務の都合上、現在納付書にて保育料等をお支払いいただいている方は、なるべく口座振替にてお支払いいただきますよう、お願いいたします。

口座振替の申込方法は、町内の金融機関にて「大多喜町町税等口座振替兼自動払込受付通知（廃止）書」を御記入の上、金融機関へ提出してください。

取り扱いの金融機関は、千葉銀行、銚子信用金庫、いすみ農業協同組合、ゆうちょ銀行となります。

副食費に関してのお知らせ

●副食費について

国の基準どおり、大多喜町の副食費は4,500円/月となります。

副食費の支払いについて、新たな手続きは必要ありません。

口座振替の際の通帳への印字は、時間外及び送迎バスと同様、「ホイクリョウ」となります。

●保育料及び副食費の免除範囲について

○保育料及び副食費徴収基準額表

階層区分		徴収金基準額(月額)											
		3歳児以上(2号)						3歳児未満(3号)					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
階層	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	第1階層を除き、市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税	0	0	0	0	0	0	12,600	6,300	0	12,400	6,200	0
第4階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が48,600円未満	0	0	0	0	0	0	14,700	7,350	0	14,500	7,250	0
第5階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が48,600円以上57,700円未満	0	0	0	0	0	0	21,000	10,500	0	20,600	10,300	0
	市町村民税課税世帯で所得割の額が57,700円以上97,000円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	21,000	10,500	0	20,600	10,300	0
第6階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が97,000円以上169,000円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	33,400	16,700	0	32,800	16,400	0
第7階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が169,000円以上301,000円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	42,900	21,450	0	42,000	21,000	0
第8階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が301,000円以上397,000円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	52,200	26,100	0	51,000	25,500	0
第9階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が397,000円以上	4,500	0	0	4,500	0	0	67,800	33,900	0	66,200	33,100	0

※ 第1子、第2子、第3子の数え方は、保育園に在籍している児童となります。

○保育料及び副食費徴収基準額表(ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等)

階層区分		徴収金基準額(月額)							
		3歳児以上(2号)				3歳児未満(3号)			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
階層	定義	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	第1階層を除き、市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0
第4階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が48,600円未満	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0
第5階層	市町村民税課税世帯で所得割の額が48,600円以上77,100円未満	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0

<保育料について>

※ 今回、新たに保育料を免除する範囲

<副食費について>

※ これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

※ 今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 町独自の施策として、3歳~5歳児に同時在園している場合、2人目の副食費4,500円は無償となります。

問い合わせ先: 大多喜町教育委員会 教育課 保育園係

TEL: 0470-82-3010 MAIL: hoikuen@town.otaki.lg.jp